

定例総会 会議録

令和2年1月

令和2年1月15日(水)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議録

会期 令和2年1月15日(水)
開会 午前9時35分、閉会 午前10時16分
場所 宮津商工会議所 第5会議室

農業委員

出席 今中 瞳美、宇野 由美子、和久田 二三代、内方 誠、関野 揭司、
中嶋 道博、市田 嘉則、藤井 忠、尾関 孝正、宮崎 強、吉田 進、
小嶋 保徳、石田 弘司 13名

欠席 古橋 隆三 1名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、荒砂 博、桝田 益一、糸井 久和、
和田 隆、田中 茂嗣、溝口 喜順、品川 泰志

9名

欠席 萩野 有信 1名

合計 出席 22名、欠席 2名

事務局 事務局長 小西 正樹、主査 小山 健一

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意
見について

日程第3 議案第2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第4 議案第3号 農地利用集積計画（利用権設定）の決定につ
いて

日程第5 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議

〔藤井会長〕 遅くなりましたが、皆さん、新年明けましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしくお願いいいたします。今年は新体制に入りまして3年目ということで、今2年半経っていますが、今年の7月には新しい委員の発足ということになり、一番大事に思いますのは一番最初に新体制というものが入ったのが、私たちこの委員会です。推進委員の方が最初は五里霧中という形で入っておられましたけど、最近では落ちついて方法をつかんでおられると思っております。増田さんのお話にもございますが、次の推進員の活動としては宮津としてはいけるかなと、最後の7月まではしっかり体制を整えて行きたいと思っております。

振り返りますと、台風とか色々ありましたがそれは過去に過ぎたものとして、農業は皆さんがあなたが一番最初に始められた頃は、兼業農家が主流でしたが、どんどん進んできまして、農地の集約化から大農業に変わって、だんだん変わって今はスマート農業とか言われています。でも私は一番最初に入った時は、兼業農家が中山間地の農業の中心と言っていましたが、今は体制も推進委員ということでどんどん先へ進んでいるようです。そういう中で、この半年が次へ移るまでの期間だと思っております。今年もどうぞよろしくお願いいいたします。

それではさっそくですが、ただ今から、令和2年1月定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24名中22名です。欠席は、古橋委員と荻野委員です。委員の出席者は過半数を満たしています。よって、総会は成立いたします。

また、本日は定例総会後の農地利用最適化推進会議で講師としてお世話になる京都府農業会議の前田さんに同席していただいておりますので、御紹介します。

〔前田主任〕 京都府農業会議企画農政課の前田です。どうぞよろしくお願いいいたします。

〔藤井会長〕 それでは、日程第1 議事録署名委員の指名をします。宮崎職務代理、吉田委員よろしくお願ひします。

次に日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見についてを議題とします。

事務局より提案説明をお願いいたします。

〔小山主査〕 お手元の資料3ページをお願いします。議案第1号です。「農地法第5条の規定による許可申請にかかる意見について」下記の申請人より、農地

法第5条第1項の規定による許可申請があつたことについて意見を求めます。2件ございます。

1番、大字滝馬※※番、登記簿地目は畠、面積は※※m²です。譲渡人は※※様、譲受人は※※様、転用目的は庭の整備です。

2番です。大字宮村※※番地ほか1筆、計2筆です。登記簿地目は田、面積は2筆合わせまして※※m²です。譲渡人は※※様、譲受人は※※様です。転用目的は住宅の建設となっております。

具体的な場所につきましては4ページに地図を付けさせていただいております。1番の案件が左側滝馬※※番地、2番の案件が下側の2筆、※※番地及び※※番地となっております。

また5ページに現地の写真を付けさせていただいております。上側の写真が1番の案件、下側の写真が2番の案件です。合わせて御確認をお願いいたします。

では、6ページをお願いいたします。1番の案件に係る意見書となっております。中ほど左側からやや下、2番、資力及び信用につきましては、預金通帳の写しにより確認しております。

9番、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、雨水は自然浸透及び既設の排水を活用するため、支障はございません。また、汚水は発生しません。

総合意見として、転用はやむを得ないものと認められると考えられます。

続けて7ページをお願いいたします。2番の案件に係る意見書となっております。中ほど左側からやや下、2番、資力及び信用につきましては金融機関発行の残高証明書及び融資予定証明書により確認しております。

9番、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、雨水については周囲に擁壁を施し道路側に排水します。また、汚水については公共下水道に接続するため、支障はございません。

総合意見として、転用はやむを得ないものと認められると考えられます。

今一度5ページの写真をお願いいたします。1番の案件についてですが、今回の申請につきましては隣接家屋の所有者への譲渡であります。また、隣接している農地2か所の所有者から同意を得ていることから転用に際し、特段の支障は生じないものと考えられます。

また2番宮村の案件ですが、こちらにつきましては隣接する農地がないこと、また周辺が既に宅地化されていることから住宅への転用に際し、特段の支障は生じないものと考えられます。

議案第1号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いいたします。1番については今中委員、2番については内方委員よりお願いいいたします。1番からお願いいいたします。

〔今中委員〕 24日に酒井さんと私と事務局の方と一緒に見に行かせていただきました。事務局からの説明であったとおり、住居と隣接していますし、汚水も出ませんので問題は無いかなと思いました。よろしくお願いいいたします。

〔藤井会長〕 2番についてお願いいいたします。

〔内方委員〕 昨年末、現地確認してまいりました。事務局から報告がありましたように、既に住宅、道路、丹鉄の線路という形に囲まれた場所になりますので、特段周辺の農地には問題ないかと思います。以上です。

〔藤井会長〕 ありがとうございました。これより、議案第1号について質疑に入ります。何か御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいいたします。

〔酒井推進委員〕 推進委員ですが、よろしいでしょうか。今、内方が言われたことに間違いは無いのですが、こここの写真を見てもらったら左側にシャッターの付いた小屋があります。宮村の案件です。ここが杉末地区の共同作業場になっておりまして、乾燥機などがあります。この農会長の方からその辺のことを譲受人には言ってあるが、農業委員会としてはその辺をどう受け止めればいいのか、譲受人に確認すべきなのか、家が建った後にごみが出るとか乾燥機がうるさいなどの問題が起きた時に、申請者の方には言ってありますが、農業委員会としてはその辺のところをどういうふうにするべきなのが私は分かりませんので。

〔藤井会長〕 これについては、皆さんと一緒に協議した中から、事務局の方から意見がございましたらよろしくお願いいいたします。討議の中でそのことをやつて、事務局の方の考え方をお伝えするということでよろしいでしょうか。

〔酒井推進委員〕 事務局というか農業委員会として、許可条件を入れておくのか、どういうふうにするのかということです。

〔藤井会長〕 分かりました。それでは討議させていただきます。今、酒井推進委員の方から意見がございました件も含めまして、御意見、御

質問をお願いいたします。事務局は、この酒井さんの意見を聞いておられたのですね。どのような考え方をもっておられるか教えてもらえますか。

〔小山主査〕 5条許可を出すに際しまして、口頭で前もって、今おっしゃつていただいたところをこういう形でと指導させてもらうことになると思います。

〔小西事務局長〕 杉末の協力員の松井さんの方で同意はとっておられまして、ここを宅地開発するということについても、譲受人なり譲渡人の方とここは作業場があるのでその支障が無いように、それに対して文句は言わないようにということはお話しはしてあるので、民々でのお話ですの、敢えて農業委員会として、転用後の話にもなりますし、農業をされる拠点がここにありますので、そこはしっかり配慮していただくということで口頭では言って行きたいとは思いますが、文書でどうこうというのはするべきでは無いのかなというふうに思っております。まず地元の杉末さんの作業場がここにあることに関して了解して同意をとっておられるので問題は無いのかなというふうに思っております。今後またそういうトラブルが出てきましたら一緒に対応させていただきたいと思います。

〔藤井会長〕 それでいいけるのか。確認書が無いと不安になるのではないか。

〔小西事務局長〕 それはあくまで杉末さんと譲受人との話し合いになると思います。

〔藤井会長〕 分かりました。事務局の意見も含めまして何か御意見ございましたら、1番2番両方かけてお願いいたします。今の話の中で、こうしてあげた方がいいのではないかなど、御意見ございませんか。

〔関野委員〕 杉末の立場としては、書面でしっかりとしたものを持っておかれた方がよいと思います。

〔小西事務局長〕 過去にも隣接のところで同じようなところがあったということで、同様に対処されているということです。今回に限ってそういう形でされるかは分からぬですが、書面でというのは。ちょっと書面をとっておられるかどうかは分からぬですが、ちゃんとそのことについては伝えた上で同意をとってもらったということでした。

〔藤井会長〕 松井さんはどうしたいとおっしゃつているのですか。

〔小西事務局長〕 松井さんの方としては、しっかり乾燥機を24時間動かしても苦情を言われないようにしてくださいということは言ってあると。譲受人の方で実際に売却された方に対してしっかりそういうことになっているのでということを条件に買ってもらうということにしてくださいということは言ってあるということです。

〔藤井会長〕 逆の立場だと、口頭というのは不安だと思います。

〔小西局長〕 農業委員会として、とりなさいというところまでは言えないと思います。

〔藤井会長〕 農業委員会の意見として、松井さんにできれば文書化してもらえば有難いということを言った方が良いんじゃないですか。

〔小西事務局長〕 助言としてお伝えします。

〔藤井会長〕 そういう問題があるのであれば、松井さんがどう考えているのかは聞かせてもらってもいいと思う。

〔小西事務局長〕 確認はしております。どういう対応をされているのか。

〔藤井会長〕 酒井さんがこれを聞いておられるというのは、できれば文書にしたいということですか。

〔酒井推進委員〕 いや、そこまででは無くて、局長の言われる範囲でしか僕も聞いていなかったのですが、ただ農業委員会としてその辺の確認を、杉末の方に農業委員会からはこういった意見があるのでしっかりしておいてくださいという範囲でいいのか、その辺の限度が私、理解ができなかつたんです。

〔藤井会長〕 農業委員会としては規制はできないでお願いになると思いますが、事務局長の方で、それで松井さんに対処していただけますか。

〔小西事務局長〕 はい。

〔藤井会長〕 ほかに御意見ございませんか。

(異議なし)

[藤井会長] それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可相当の意見を付し、京都府へ進達してよろしいか。

(委員の賛成)

[藤井会長] 議案第1号については、許可相当の意見を付し、京都府へ進達します。

次に、日程第3 議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[小山主査] お手元の資料の8ページをお願いいたします。議案第2号です。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があつたことについて議決を求めます。3件ございます。

1番、大字上司※※番地、登記簿地目は畠、面積は※※m²です。所有者は※※様、※※にお住まいです。非農地の事由につきましては、平成20年以降から耕作をされていません。

2番です。大字難波野※※番地、登記簿地目は畠、面積は※※m²です。所有者は※※様、非農地の事由につきましては、平成19年以降から、耕作をされていません。

3番です。大字中野※※番地、登記簿地目は田、面積は※※m²です。所有者は※※様、非農地の事由は、平成7年以降から、耕作をされていません。

具体的な場所につきましては、9ページから11ページにかけて地図を付けさせていただいております。

9ページが1番、上司の案件、10ページが2番難波野の案件、11ページが3番中野の案件の現地図となっております。また、12ページに現地の写真を付けさせていただいております。一番上が1番上司の案件、真ん中の写真が2番難波野の案件、一番下が3番中野の案件の現地写真となっております。合わせて御確認をお願いいたします。

1番上司の案件についてですが、申請者が以前居住していた家屋に隣接していた筆であることから家屋と合わせて売却をされるものと考えられます。

2番難波野の案件についてですが、こちらにつきましては昨年の9月に隣接地の非農地証明を発行いたしております。

また3番中野の案件につきましては、盛土をした形跡がございましたが平成

7年以降は耕作をされていないということで確認をいたしております。また申請地は道路に隣接しておりませんが、南側にある隣接地が道路に接しており売地となっていることから、一体的な売却をされるものと考えられます。

議案第2号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願ひいたします。

〔藤井会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いいたします。1番については中嶋委員、2番と3番については宮崎職務代理よりよろしくお願ひいたします。

それでは1番からよろしくお願ひいたします。

〔中嶋委員〕 去年の12月24日に、事務局、荒砂委員、私と現地を確認させていただきました。12ページの写真を見る限りでは、周囲も荒れておりるので非農地証明につきましてはやむを得ないという判断で今回検視をさせていただきました。以上です。

〔藤井会長〕 ありがとうございます。それでは2番、3番について、宮崎職務代理よろしくお願ひします。

〔宮崎職務代理〕 2番の難波野の案件ですが、事務局の方から説明がございましたように、周囲が昨年度の9月に非農地化されています。ということで、真ん中だけちょっと残っているということですので、これもやむを得ないと思います。

それから、3番の中野の案件ですが、11ページの地図を見ていただきたいのですが、ちょうど網掛けしてある下側が今現在、雑種地になって売りに出ているということで、多分、埋め立ては17年くらいにされたと思います。それから、今出ている958については本来は従来から売り希望だったのですが、ここ15年くらい前は葦がいっぱい生えていました。写真では綺麗に刈っていますけれども、隣が私の田んぼなんで、葦が伸びてきて毎年掘り起こしていたので何とかしてくれと言っていたので、ずっと草刈はやっていました。事務局から説明があったとおり、下側が売却ができたみたいなので地続きでそこを売却するという方向にいらっしゃるようになっています。農地として私に買って欲しいという話もあったりしましたが、そういうことで今回やむを得ないと思います。

〔藤井会長〕 ありがとうございます。これより、議案第2号について質疑に入り

ます。何か御意見、御質問ございませんか。

(異議なし)

[藤井会長] 異議なしと認め、議案第2号については、証明してよろしいか。

(委員の賛成)

[藤井会長] 議案第2号については、証明書を交付します。

それでは次に、日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定についてを議題とします。事務局より議案説明をお願いいたします。

[小山主査] お手元の資料13ページをお願いいたします。議案第3号です。「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画（利用権設定）について議決を求めます。

今回8件申請がございまして、いずれも※※様による利用権設定です。いずれの筆も賃料が無い使用貸借として設定をされます。また、貸借期間は10年ということでお申出いただいておりましたが、4月からの経過期間9か月間を差し引いていずれの筆も9年3か月の利用権設定期間ということで提案させていただきます。

簡単ではございますが、議案第3号に係る説明は以上です。

[藤井会長] ありがとうございます。それでは、これより議案第3号について質疑に入ります。何か御意見、御質問等ございませんか。

[和田推進委員] できたら今の土地をオリーブを植えてからという形は取れませんか。去年の12月からウンボを入れ、草を刈って混ぜくりたおされています。土地が小さいから行く道が無いから全部通っておられ、今、協力員に許可したのかという確認をとっています。西区はそういう形で去年の暮れから今年にかけてウンボで混ぜくりたおされています。植える準備はされてるとは思いますが、現状まだ一本も植わっていないです。それで、次から次に貸されるのもいいですが、やっぱり借りていただいたらそこを植えていただいてなんぼですので、植わっていないのに次から次にされるというのはちょっとどうかなというふうに思うのと、もう少し※※さんが借りられるので私が言うのもなんですが、飛び飛びで借りられないで続けて借りられるようにされたらよいと思い

ます。ちょっとそれをどういうふうに考えていただけるのかと。今、協力員とは話はしていますが、西区では※※さんが持つておられるのもあるので、※※さんを抜いて後3人でお話していますが、そういう状態がありますので何かいい方法があれば検討してください。

〔藤井会長〕 今回のを入れたら※※さんのオリーブの面積はどれくらいになりますか。

〔小西事務局長〕 2.5haくらいにはなると思います。これに関連してですが、利用状況調査の方に行かせていただいて、B分類だったのがA分類に。今、府中の宮崎さんの方で府中公園の上ですとか、4か所程あるのですが、妙心寺の当たりですとか小松公民館の東側ですとか郷土資料館を上がるところの東側ですか、4か所の辺りは既にもう造成がされていまして、これまでうつそうとした藪ですか、セイタカアワダチ草が生えていた後が綺麗にされていまして、これは地権者の方と御相談の上で対応されると当然思いますし、オリーブを植えるまでに準備がありますし、それまでに地権者同意をいただいているないと入れないものですし、そこは周辺の里道の取り合いとかも確認をされた上でやっていたただいている。これがそうで無ければ指導はしなければいけませんが一定確認もされているということですので、こちらも利用権設定の際に地権者の方の印鑑をいただいたものを見てますし、協力員の押印も見てますので、和田さんは委員さんでは無いので全部見てもらってはいないですが、委員さんには宮崎さん含め対応していただいているので問題ないのかなというふうには思っております。宮崎さんいかがですか。

〔宮崎職務代理〕 東エリアの方は、僕がやってまして、西は古橋さんがやっているのですが、東の方は一宮神社、籠神社の裏は飛び地無しにだしたい真名井川の方まで、真名井神社に行く道路の下側もあそこ一体的に全部やってほとんどユンボも入れてもうやっています。里道の問題なんかもあったと思うますが、そこは問題なくやられていますので、東で言えばそうでも無いのかなと思います。

西の方も、オリーブの関係で1件か2件見に行ったと思いますが、全体的にどうこうという視点では見ていません。その土地がこうなっているよということで見ていくので、そういう話を聞いていませんし、※※さんと話をした時は、東側は例えばできたらここも何とかして欲しいという話を聞いています。回りが全部いって残っていますというときに、うちの田んぼなんかはそうでしたが全体的にやる方が効率的なので、そういうふうに地主さんと当たっている

というふうにはちょっと感じました。ケーブルから日置側は、毎日、荒れてたところは切ったり根を掘り起こしたりしてやられています。以上です。

〔藤井会長〕 西の方は。

〔小西事務局長〕 西も同様にされておられます。

〔藤井会長〕 和田さんが言つておられる小さな何畝くらいのところが間に転々とあるという話は、どつかの田んぼを通つて入らないといけない。そういう通路はあるのですか。

〔小西事務局長〕 あるところと無いところがありまして、重機なんかは入りにくいところなのですが、そこは借りられる土地を使つたりして入つておられると。当然重機が入つて他の人が通行止めで入れませんということにはなつていないので、そこは大丈夫かなと思っていますが、また周辺の農作業に支障が無い様に申し伝えさせていただきます。

〔藤井会長〕 道が無かつたら将来的に手入れに入つていいかといけないですよね。そういうことを考慮してやっておられるのでしょうか。

〔小西事務局長〕 考えておられると思います。

〔藤井会長〕 周辺の人がいいと思っておられたらいいですが、今の和田さんの話を聞いていると、許可していないみたいですね。

〔和田推進委員〕 許可してないように伺っています。経営の話なので、将来的な話は予測が付かないですが。

〔小西事務局長〕 今回、府中の西部の方でも(利用状況調査の際に)和田さんの方が協力員の皆さんと一緒に回ろうかという話もあったのですが、結局できなかつたのですが、来年は一緒に回つていただいてかなり土地が混在しているところもありますし、ここオリーブに変わったのかというようなところもありますので一緒に見ながら、また井上さんの方にも対応していただくような形を取つて行きたいと思います。

〔藤井会長〕 分かりました。和田さん、またその時一緒にフォローして結果で善

処してもらうということで。これは一番そこをよく分かった人、そこの農業委員と協力員が判子を押しているので、その辺りが私たちが分からない方がいいところもあるのかもしれません。和田さんが一緒に回ってそこで善処してもらうように話をしてもらわないと。推進委員も会議は一緒なので推進委員としての意見も言ってもらつたらいいのではないでしようか。

〔宮崎職務代理〕 西地区は古橋さんに押印してもらっていますよね。

〔小西事務局長〕 古橋さんにやってもらっています。担当の農業委員とも調整をしっかりとっていただけたらありがたいと思います。

〔藤井会長〕 この間の由良の話でもありました、農業委員の判子押すときは重たいので、その辺を考えて押していただければと思います。

他に御意見ございませんか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 それでは異議なしと認め、議案第3号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔藤井会長〕 議案第3号については、決定します。

次に、日程第5 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議を議題とします。

事務局より提案説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 16ページをご覧ください。議案第4号「農業委員会の法令遵守の申合せ決議について」ということでございます。16-1のページを見ていただきますと、全国農業会議所なり、京都府農業会議の方から全国的に昨年の秋にあつた委員の綱紀肃正問題がありまして、こういったことから各市町村の農業委員会に置いてちゃんとやりますということを総会で決議してくれということがありましたので、雛形も来ております。それに乗っ取って今回御提案をして、宮津市の農業委員会についてはこんなことはないと思っておりますが、全国的に歩調を合わせるということで決議をさせていただきたいということとして、16ページの4行目のところですが、「特に、農地制度に基づく許認可

に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報の保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。」ということでございまして、2点あるのですが、いずれにしましても、ちゃんと法令遵守を徹底しますということでございますのでこちらを御提案をさせていただきたいということでございます。詳細については資料をつけておりますので御確認をいただきたいということでございます。以上です。

〔藤井会長〕 これより議案第4号について質疑に入りたいと思います。何か御意見等ございませんか。

〔尾関委員〕 これに決議するのに異論はないのですが、議事録の件ですが、作成は遅滞なく行われているようですが、宮津市のホームページにも公表されていますが、その公表が少し遅いように思います。作成されたら、速やかにホームページに掲出されるように希望します。以上です。

〔小西事務局長〕 改善させていただきます。ちょっと遅れています。

〔藤井会長〕 その他、御意見、御質問ございませんか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 異議なしと認め、議案第4号については議決してよろしいか。

(委員の賛成)

〔藤井会長〕 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議については、決議します。

以上で、議事日程は全て終了しました。

議案書の最後のページに、先の役員会で行われた専決報告の一覧を添付しております。御質問等ありましたら、会議終了後に事務局までお願いします。

宮津市農業委員会會議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会長

後井 忠

委員

宮崎 強

委員

吉田 道

記録者

小西 正樹

